

大阪市屋外広告物審議会第2回部会 会議録

日 時：平成21年8月3日（月）

午前10時から午前12時

場 所：大阪市役所本庁舎 P1会議室

出席者：（審議会委員）

舟橋部会長、歌委員、細田委員、山崎委員

（本市側）

藤原管理部長、橋本路政担当課長、石川路政担当課長代理、

牧田担当係長（路政担当）、中山担当係長（路上違反物件担当）

● 橋本路政担当課長

お待たせいたしました。ただ今から、大阪市屋外広告物審議会第2回部会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます 建設局管理部路政担当課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めます前に、傍聴者の方へのご注意を申し上げます。

- ① はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないでください。
- ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないでください。
- ③ 飲食又は喫煙をしないでください。
- ④ 携帯電話などは、受信音等を出さないでください。
- ⑤ 写真撮影、録画、録音等は行わないでください。
- ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴し、発言、拍手等により公然と意見を表明しないでください。
- ⑦ その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となるような行為をしないでください。

以上の内容に違反されたときは注意を致します。なお、これを改めていただけない場合は、退場していただく場合がございます。

それでは初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、議事録作成のため審議会での発言を録音いたしますので、ご了承願

います。

次に、本日出席の委員の方々をご紹介いたします。

(舟橋部会長、歌委員、細田委員、山崎委員を順次紹介)

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

管理部長の藤原でございます。

路政担当課長代理の石川でございます。

路政担当係長の牧田でございます。

路上違反物件担当係長の中山でございます。

私は、路政担当課長の橋本でございます。

それでは、管理部長の藤原より、ご挨拶申し上げます。

● 藤原管理部長

建設局管理部長の藤原でございます。本日はお忙しいところご出席賜りましてありがとうございます。

前回も事務局よりご説明申し上げているかと思いますが、改めて建設局の基本的な考え方やスタンスをご説明させていただきたいと思います。

今回、地域の活性化という観点から、屋外広告物の規制を緩和するというを中心にご審議をいただいておりますが、これは大阪市のスタンスとして景観面への影響を軽視しているというわけではないという点について、ご理解いただきたいと思います。

むしろ大阪市総体とすれば、屋外広告物を含めた景観行政に、これまで以上に取り組んでいかなければならないというのが、基本的な考え方でございます。

景観の一要素として位置づけられている屋外広告物ですが、財産権の自由に関わってくる場合もございますし、本市も含めて、都市の景観についてどうあるべきかという歴史的な市民の意見一致が、必ずしも図られていない中で、景観行政を進めていくことへの難しさはあります。

また、高度に都市化した「まち」の社会環境を整えていくという意味からも、景観というのは非常に重要な事柄だと考えております。

そういった前提の中で、規制緩和についてご議論いただいている訳でございますが、まちの美観と地域の活性化という両方について、どのようにしてバランスをとり調整すればよいのかというのが、今回のご議論いただいている内容のポイントであります。

そういった趣旨で、本日は事務局の方で今後の方針案をご提示させていただくと共に、前回ご議論いただいた中で、ご依頼いただきました資料等もご用意させていただきましたので、それらをご説明させていただきたいと思っ

ております。

今後この審議会でご審議いただいた内容を基に、大阪市として具体的なガイドラインを整えていきたいと思っておりますので、是非、闊達なご議論をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

● 橋本路政担当課長

次にご報告申し上げますが、前回の部会は、3月の審議会においてご確認いただきました設置要綱に基づき開催させていただきましたが、今般、屋外広告物審議会規則を改正し、部会の規定を設けさせていただきましたので、本日以降の部会はこれを根拠に開催させていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、舟橋部会長にお願いいたします。

● 舟橋部会長

おはようございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、当部会の議事録は後日、大阪市ホームページで公開いたしますので、議事録の確認を委員の輪番でお願いすることとし、今回は 山崎委員にお願いしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

(山崎委員 了承)

● 舟橋部会長

それでは、会議次第に従いまして、「公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方について」を議題といたしますが、まず事務局から、前回部会においてお願いしておりました資料の説明をお願いします。

● 石川路政担当課長代理

着席のまま石川から説明させていただきます。

追加資料は、お手元資料のファイルの中に綴っております。資料一覧に太字で記載している資料が追加した分です。

まず、冒頭橋本から報告いたしました「大阪市屋外広告物審議会規則」は資料1です。第4条（専門委員）、第5条（部会等）を追加しています。

資料6には、「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日 国道利第22号）を追加しました。国道利第24号は、標準取扱例の通知であったので、その前段の取扱いの趣旨を通知した

22 号を入れました。道路を利用する人に対する利便性の向上や魅力あるまちなみに貢献しているような、地域で設置された街灯・ベンチ等の維持管理費用、また地域の活性化を図るため、地方公共団体と地域住民が一体となって実施するイベントの費用に充てるための広告物の設置を認める。ただし、通行の安全の確保や道路環境や景観への配慮を協議会などで十分に検討した上で運用すること、という趣旨になっています。

資料 9、10、11 は市内で特に景観に配慮すべき地区として定めたものです。

資料 9 は、「長堀通広告物景観形成地区基本計画」です。平成 12 年 12 月 1 日に指定し、長堀通にふさわしい広告物景観を目指して誘導基準を定めました。

資料 10 は、「大川地区広告物景観形成地区基本計画」です。平成 17 年 4 月 1 日に指定し、水の都・大阪にふさわしい水辺環境を創出する広告景観づくりを目指して誘導基準を定めました。

資料 11 は、「屋外広告物に関するガイドプラン」として昭和 62 年から実施しています。地域の特性を活かすことを目的として具体的基準を市内 9 地区において定めています。9 地区の中で、道頓堀地区については緩和した基準となっています。

資料 12 は、「大阪市における屋外広告物行政と景観行政の関係について」として、屋外広告物行政と景観行政を整理しました。

資料に基づいて説明します。1 ページ目の 1 で景観法の範囲について簡単に図で表現していますが、景観法は屋外広告物だけでなく建築物や河川、公園、港湾などその構成要素は多岐にわたります。屋外広告物も、景観を構成する要素の一部と考えられています。

景観にかかわる行政を 1 箇所で行うのがわかりやすいというご意見が前回部会でありました。それはもっともなことだと思いますが、この図のように関係機関があまりにも多数で、それぞれ管轄する法令が違うため「景観」という面では共通でも、それ以外の面を多く含むことから、一本化するの是非常に困難です。そのため、他の自治体でも全部を含んだ景観部署が少ないという状況であります。

しかしながら、景観という面でできるだけ情報を共有し、大きく齟齬を生じさせないため、市ではそれぞれの担当が景観委員会のオブザーバーとして委員会に参加したり、情報交換を密にするなどを行っています。

2 は、屋外広告物法と条例の関係と屋外広告物の定義を改めて

記述しました。

P2 3は、屋外広告物の掲出についてまとめております。屋外広告物は、禁止物件や区域（橋、街灯柱、道路標識、官公署、学校等）では、基本的に広告の掲出不可となっています。ただし、適用除外という条項で法令に基づいて表示が義務付けられているものや自家用広告物などは掲出可能です。

また、屋外広告物の設置場所が道路になる場合は、道路占用の許可と屋外広告物の許可の両方が必要となります。現在道路上での広告物で許可しているものは、ビルなどから突出して設置している突出看板、電柱添加看板、バス停に設置されている看板などがあります。

4 本市の施策として特に景観に配慮すべき地区を指定しているのは、資料9. 10. 11にありますガイドプランなどになっています。

最近の状況は割愛させていただきまして、P3 で、屋外広告物行政と景観行政での法令関係を整理しました。

景観法では、景観計画を定める時に屋外広告物の表示や掲出する物件の設置について規制に関する事項を定めることができるようになっており、定めた場合は屋外広告物条例にその事項を盛り込み規制を行うこととなっています。

また景観重要建築物・樹木の指定についても連携を図るように、同様の取扱となります。

その他、規定されているわけではありませんが、景観行政の要領・要綱で定めている事項で屋外広告物に関することについては、屋外広告物の申請時に景観担当との協議済みを確認して許可を行うなどしています。

屋外広告物と景観の法令上の繋がりというのは、以上のようになっております。

最後に、自治体における広告事業の先進事例として、横浜市の広告事業をご紹介します。

資料集の資料13をご覧ください。

まず初めに広告事業という用語の定義ですが、印刷物やホームページのみならず、建物や公用車の車体などの行政が持つあらゆる資産を広告媒体として活用し、広告収入を得る事業のことを言います。

2 に導入した背景と致しまして、どこの自治体においても叫ばれているところですが、厳しい財政状況の中で財源を確保する必要性から始まりました。

最初は印刷物への広告掲出だけでしたが、平成16年からは広告事業の専門部署を作り、公共施設への広告物の掲載にも乗り出されています。

事業の目的としましては、資料に挙げている3つです。まずは、横浜市の保有する資産の有効活用、2つ目は事業者に安価に広告媒体を提供することによる地域経済の活性化、3つ目に、税収が減少する中で財政を維持するための財源確保です。

事業の具体的な運用手法ですが、庁内・庁外両方の窓口を専門部署に一本化し、契約などの実務だけではなく要望や提案の受付などもここで行ってられます。

また広告料という現金収入だけではなく、広告入りの封筒を現物支給してもらうなどの費用節減策にも力を入れてられます。

次のページに事業のイメージ図を載せておりますので、ご覧ください。

5番に今現在、広告媒体として事業実施されているものを表にしております。太字で表記しているものは、次のページに写真を掲載しておりますのでご覧ください。網掛けの部分は、屋外広告物の許可が必要になります。大阪市の禁止地域や禁止物件に指定している官公署や道路照明灯は、横浜市の屋外広告物条例では禁止とされておられません。

最後の4ページ目に6番としまして、この事業で得られました広告料の用途について書いております。

印刷物に広告を掲載した場合は、その印刷物の印刷費に使用されたり、道路照明灯のフラッグ広告などであれば、維持管理費に使用されたりします。

またその広告媒体の制作・維持の費用のみならず、市の局や区が推進している別の事業に使用されることもあります。

次に7番目としまして、最新のデータではございませんが、広告事業で得た収入の推移を掲載しております。ネーミングライツは複数年で契約されることが多いので、平成17年と18年で同じ数字が挙がっているようです。

次に8番目ですが、市民アンケートを行った結果、概ね8割が事業に好意的な意見のようです。

ただ残りの2割の意見は、「品位がない」や「せめて官の管理する空間ぐらい、広告のないすっきりしたものがよい」といったような事業に反対するもので、この市民感情にどう配慮していくか、また職員の意識改革等が今後の課題や問題になっているようです。

以上で追加しました資料の説明を終わります。

● 舟橋部会長

ありがとうございました。今ご説明いただいた資料の中で、ご質問等ございませんでしょうか。

● 山崎委員

資料12の1ページ目に、屋外広告物の4つの条件というのがございまし

て、2つめに屋外に表示されるものとありますが、この「屋外」の概念についてなんですが、大阪市は非常に地下街が発達しておりますが、この地下街に設置されている広告は「屋外」広告物にあたるのかどうかということをお尋ねします。

● 石川路政担当課長代理

本市は道路行政と屋外広告物行政を同じ部署でしていることが関係するのかも知れないのですが、ホワイティ梅田なんかのように地下街として道路占用許可をしている場所に設置されている広告物につきましては、屋外広告物に当たらないという解釈をさせていただいております。

また地下道という形で認定道路として、大阪市建設局が直接維持管理を行っている場所もあります。例えばＪＲ大阪駅から阪急・阪神に向かって伸びてディアモールに繋がっていくところや、ハービスの方に繋がっていく地下道は、大阪市が直接管理をする認定道路という位置づけをしておりますので、そこに設置されている広告物は屋外にあたるという解釈を致しております。

● 舟橋部会長

以前、地下における避難誘導の研究をしたときにも思ったのですが、地下道や地下街・地下階と財産の管理区分によって細かく分けられていて、なかなか統一が図れずよくないなあと感じました。財産の管理区分と生活上の実態はなかなか一致しない部分がありますが、市民感情としてもっと一体的に対応できないかなと思います。

それと今日は、山崎委員からＬＥＤに関する資料をご提供いただいておりますので、ご説明を山崎委員にお願いしてよろしいでしょうか。

● 山崎委員

資料の２枚目に、普段ＬＥＤと言っているものが一体どんなものなのかというのを掲載しております。

今のところ、ここに挙げております３つの種類があります。屋外看板に使用するのは、真ん中にあります砲弾タイプと呼ばれているもので、光源をレンズカバーで蓋うような形状をしており、カバーによって光の広がり方を変えることができるようになっております。しかし、現在のところうまく光が広がるようなものはあまりなく、割と光がまっすぐに進むものが多いようです。これは点光源ですから、蛍光灯のような線光源にするためにはいくつか繋げないといけません。またそれを面にするには、その線状になったものをさらに繋げるといった手法で、看板等を制作しております。これから主流になると予想されるのが、面光源として板自体が光るＥＬ板というのがあります。

すが、今のところは広告看板に使用するものは点としての利用がほとんどです。

また、携帯電話のライトなんかにも使用されておりますのが表面実装タイプと言いまして、面自体が光るようになっております。

1 ページに戻っていただいて、この砲弾タイプのLEDを我々はどのように広告に利用しているのかと申しますと、看板のカバーの中に入れて内照として使う例があります。また素子と言いまして、LEDの点そのものを見せるようなかたち、例えば文字の周りに点々とLEDを配置して文字を浮かび上がらせるようなものもあります。また3番のエッジライトパネルですが、板状のものにLEDライトを当てると、板全体が光るようになっていたようなもので、1番目のものと同じような使い方をされるケースが多いです。また4番目に照射用光源としまして、今まで水銀灯が使われていた街灯などにLEDが使用されたりしています。5番目に、皆様もよくご存知だと思うのですが、電光表示板として、マルチディスプレイに使用されることがよくあります。これは球そのものを見せておりますので、2番とよく似ていますが、何万個もの球を使い、面的に表示するようになっております。

次にサインへの利用利点を挙げておりますが、まずは省エネで長持ちすること、また非常に小さいので加工しやすく、サインには適しています。またこれはときには問題にもなるのですが、高速応答性ということで、ついたり消えたりのスピードが非常に速いということがあります。このように優れた点はたくさんあります。

耐久性についてですが、白熱球と比較しますと、5～10倍くらいとされております。また応答性については、白熱電球の100万倍の速さであります。

道頓堀なんかを見ていただきますと、たくさんの看板がある中で、今その主流はネオンが多いです。ネオンは細かい間隔で光源を入れていかないと、そのネオン管自体の影ができてしまいます。よって非常にたくさんのネオン管を使用し、電力も必要としますので、これからはLEDに取って替わられるのではないかとされています。

ネオンと比較して非常にコストがかかるという欠点もありますが、小さいものから順次LEDが使用されてきています。これからLEDの使用が拡大されても、LEDの使途として挙げている1)～4)までの使い方をされている限りは問題にはならないと個人的には考えています。

問題となるのが、5)の電光表示板として使われたときで、景観に悪影響を及ぼす恐れがあります。輝度が高く、昼間でも鮮明に映し出せ、高速で点滅させることも可能になります。

ただ、屋外広告物条例でこれを規制していくのは、非常に難しいと思っております。フルカラーで表示できるので、色規制はかけられないですし、テレビでも問題となったフラッシュ効果を狙ったものの表示も可能です。これ

は動画ソフトに組み込まれているもので、これはもう屋外広告物の範疇を超えています。

ＬＥＤの規制と言っても、表示内容、ソフトのチェック機能を構築しないと、実効的な規制にはならないと思います。

ディスプレイそのものは屋外広告物であることは異論ありませんが、この表示内容まで現状の屋外広告物条例で規制はできません。これらをどう考えていくかというのが、これからの大きな課題であると考えています。

一番最近の例では、兵庫県でＬＥＤを使用した広告を規制する屋外広告物条例の改正がありました。最初の改正で、ＬＥＤを使用している広告物はほぼ一律禁止であるとされました。これを受けて、光源として使用する分には問題ないのではないかと業界から働きかけたところ、条例の変更があり、ＬＥＤそのものを見せるのではなく、光源としての使用はできるようになりました。

このように何度も申し上げますが、現在業界として問題視しているのは、ＬＥＤというハード自体ではなく、ソフト面であるという認識をもっております。以上です。

● 舟橋部会長

大変わかりやすくご説明いただきありがとうございました。ＬＥＤについて何かご質問はございませんか。

● 細田委員

ハード面ではなくソフト面の問題だということですが、光源として使用する際に、非常に眩しくて問題になるようなことって今後起こって来ないのでしょうか。

● 山崎委員

素子そのもののワット数を大きくして明るくするということは、技術的に困難です。明るくしたい場合は、たくさんの数を集めて照度を上げます。

ＬＥＤの性質として、光が直行するということがありますが、これを表につけるカバーで緩和するという方法を取ることができます。

● 舟橋委員

一般にＬＥＤを使ったものは眩しいと感じますが。

● 山崎委員

小さい割に出す光の量が多いので、そう感じられることもあるかと思います。一般的に輝度が高いと言われていますが、実際は輝度としてはそう高く

ないというデータもあります。

● 細田委員

そうしますと、この高速応答性の方が、変な使われ方をすると具合が悪いのですね。

● 山崎委員

照明として点灯したままなら、そう問題にはならない。これが短時間についていたり消えたりを繰り返したり、色が変わったりするから問題が起きてくる。これは何がそうさせているのかと言いますと、ソフトしかありません。これを規制しないと意味がないのですが、このソフトを屋外広告物と呼べるのか、そもそもの「屋外」という言葉の概念が問題になってきます。

● 舟橋部会長

屋外広告物法というのは、表現の自由との問題もあり、基本的にはその内容には立ち入れないのですよね。だからおっしゃるとおりこのソフトの内容は規制できない。まあ、考えられるのはテレビで問題になったフラッシュ効果で、倒れたりする危険性があるという観点からなら規制ができるかも知れないですね。

● 山崎委員

せっかく形や色で規制しても、その中身が変わるようであれば、規制をする意味がないのですよね。やっかいなものです。

● 舟橋部会長

以前、ちょっと出ていましたような、眩しいといったような苦情については、ある程度の臨界点を超えれば、光源としての規制は可能なのかも知れないですが、なかなか難しいですね。

それでは本題であります「公共施設等への屋外広告物の掲出について」の方に参りたいと思います。A3判の資料をご覧ください。

ではこの資料に沿って、事務局からご説明お願いできますでしょうか。

● 石川路政担当課長代理

A3の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

前回提出させていただいた資料にア～キの項目ごとに建設局方針案と手法案を追加しております。

ご審議いただいている内容は、大きくは資料6にある国土交通省

の通達が出されたことにより、景観の観点から屋外広告物条例でそれをどう取り扱っていくかということと、それ以外の項目ということで整理させていただいております。

通達は、①地域における公共的な取組と考えられるイベントに必要な費用へ充てるために、広告物の道路占用を認める。②道路管理者以外が設置・管理する「道路利便施設」（街灯、アーケードなど）の維持管理費用にあてるために、広告物の道路占用を認める。という2つの考え方となっています。

この資料で言いますと、ア．道路照明灯へのバナーの掲出とウ．商店街の所有する街路灯やアーケードなどがこれにあたります。

また、道路上ではありませんが、地域における公共的な取組という観点からエ．の大阪市役所や区役所等への広告の掲出、維持管理費用という観点からイ．の歩道橋への広告物の掲出が通達の趣旨に基づいた項目になっています。

まず、項目別に説明していきます。

ア．道路照明灯へのバナー広告の掲出は、本市が主催するイベントの周知について、現在5分の1までの大きさで、企業名とロゴの掲出を認めています。掲出主体を i) 地方公共団体 ii) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 iii) 地方公共団体が支援するイベントの実施主体に拡大し、目的が地域活性化とするイベントに限定した上で、商品名を含む広告物の掲出を認めていくが、まず試行実施を行い検証した上で、本格実施としたいと考えています。

イ．歩道橋への広告の掲出は、屋根付き構造の橋の内側について掲出を認めていきたいと考えております。橋は禁止物件となっていますが、屋根付き構造の連絡橋については、禁止物件で想定している橋とは構造が異なるため、実際に設置を認めている事例もあります。屋根付きの歩道橋についても同様の取り扱いをしていきたいと考えております。

ウ．広告の設置制限をしている物件（街路灯やアーケードなど）への広告掲出は、国の通達にあるイベント費用への充当と維持管理費用への充当の両方の側面を持っています。広告物の設置者を限定して、通達の趣旨に基づく広告物の掲出を試行実施し、検証した上で本格実施をしたいと考えています。

エ．大阪市役所本庁舎や区役所等ですが、屋外広告物条例の禁止地域である「官公署」にあたり、広告物を掲出できません。現在は本市が主催するイベントの周知横断幕について、公益上やむをえない広告物として屋外広告物条例の適用除外にあたるものとし、掲出

を認めています。設置者をアと同様に、地方公共団体やそれを含む協議会、また支援するイベントの実施主体に限定し、イベントの周知期間・開催期間に限定して試行実施のうえ、本格実施をしていきたいと考えています。

オ．カ．キは、通達とは別に検討をお願いしている事項になります。

オ．は禁止物件・禁止地域において、自家用にあたる広告物でも7㎡以上の掲出はできないとなっておりますが、現在の条例を基準に基づいて許可を受ければ掲出可能としたいと考えています。学校や体育館など大規模な施設の施設名称を7㎡以内に限定することは、施設利用者にとっても不自由ですし、大阪府などとの取扱いが違ふことから基準の改正の方向で検討をお願いしたいと思っています。

カ．は人・動物に表示される広告物を国のガイドラインと同様に適用除外としたいと考えております。

オ．カともに、条文の立て方等は今後の検討とし、他に合わせたタイミングでの改正を行いたいと考えております。

キ．のLED照明等の規制は、眩しすぎるという観点からの規制を屋外広告物条例で行うことの是非も含めて、引き続き勉強を重ねていき検討したいと考えております。大阪府の審議会でも議論の対象になっていたのですが、引き続き検討を要する事項となったと聞いております。府とも情報交換をしながら検討が必要と思います。

検討項目についての建設局案は以上です。

今回の部会でのご議論を経て、次回部会では審議会への報告案を事務局でまとめてご審議いただきたいと思います。

では、建設局案についてご検討をよろしくお願いいたします。

● 舟橋部会長

ありがとうございました。論点としましては、国交省の通達にかかるものとそれ以外に分かれる、また、通達の中身もイベントの費用に充当するものと維持管理費用に充当するものに分かれる、ということですね。

では資料の上から順に参りましょうか。ア．の道路照明灯へのバナー広告掲出について、イベントの費用に充当するものについて試行実施を経た上で、本格的に掲出を認めていこうということですが、この試行実施のイメージとしては、何回か地域を変えてやってみてというような感じなのですか。

● 石川路政担当課長代理

はい。要望のあった地域を対象に、通達に書かれているような連絡協議会

を設置しまして、基準等を検討します。それを何回か行うようなイメージを持っております。

● 舟橋部会長

なるほど。これについて何かご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、次に行かせていただきます。

イ. の歩道橋への広告掲出ですが、結論的には屋根付き構造の橋の内側は掲出可能とするとありますが、屋根付きでない橋は例え内側でも広告を掲出できないということですね。

● 石川路政担当課長代理

はい。そういう扱いにしようと考えております。

● 舟橋部会長

それと、みんなから見える橋の外側はだめだということですね。

● 石川路政担当課長代理

外側は交通安全上からも問題がありますので。

● 舟橋部会長

屋根付きの橋とはそんなに無いように思うのですが。

● 石川路政担当課長代理

今あるのは、連絡通路のような見たいをしていますので、わかりにくいこともあると思います。例えばOBPのところに京橋の駅から繋がっているプロムナードと呼ばれているところですか、弁天町の駅からオークというビルに繋がっている通路などがあります。通常の橋と呼ばれる構造とは違ったものが多いです。

● 舟橋部会長

屋根が付いている・付いていないということと屋外・屋内の扱いというのがよくわからない部分がありますね。最初ご質問いただいたことに戻りますが。

● 石川路政担当課長代理

橋の定義について、法や条例できっちりと書かれているわけではありませ

るので、どのようなものを橋というかというのは、非常に難しい面があります。

● 舟橋部会長

そうですね。難しい面がありますね。この橋への広告ですが、目的としては維持管理費用に充てるということですが、イベントに伴う広告を掲出するようなことはないのですか。

● 藤原管理部長

阿倍野の交差点に歩道橋がありまして、今架け替え工事をしようとしています。また、ＪＲ大阪駅の東側に現在阪急・阪神が繋がっている歩道橋があります。あの歩道橋も老朽化しているので架け替える可能性があります。このように維持管理していくのに費用がかかるものに関して、道路管理者として、何とかこの費用を捻出できないのかというのが、橋に広告物を掲出しようとしている元々の趣旨であります。

● 山崎委員

これはなぜ屋根がないといけないのですか。

● 石川路政担当課長代理

屋外広告物条例で禁止物件としているものを、何の制約も無く全面的に規制緩和してしまうのはどうかという懸念があり、緩和する対象を限定的にしたものです。

● 細田委員

そうだとしたら、屋根が有る無しに関わらず歩道橋という括りでもいいんですよ。これは屋外広告物に関する規制だから、屋根を作って内部化すれば、むしろ離れていってしまう気がするんですが。

● 藤原管理部長

趣旨としましては、屋外広告物を規制しているので、屋根のある橋の内側の空間というのは、屋外広告物条例の規制対象外であるという方向性にしたいと思っております。

ここでは、川に渡されているような一般的な橋を含む非常に大きい概念の「橋」を挙げておりますが、橋に関して全面的に規制緩和すると、外部からも良く見えるため、景観に与える影響も大きく、何らかの限定を加える必要があります。

ただその限定するにあたって、歩道橋でかつ内側は掲出可というのは技術

的に困難ではないかと判断し、実質的な運用の基準として屋根の有る無しを一つの判断基準としてはどうかと、このような限定方法を提案させていただいた次第です。

● 歌委員

屋根付きでも壁のない橋がありますよね。このような場合は、屋根付きであることによって屋内であるとは言えないですよね。だから屋根付きという概念は内部空間ということにおいては意味をなさないですよ。これなら歩道橋における内部とした方がいいです。

● 山崎委員

歩道橋の内部でしたら歩行者対象です。橋の外側となれば、車が対象です。このことを考えれば、やはり歌先生がおっしゃったように、歩道橋の内部とした方がわかりやすいですね。

● 舟橋部会長

橋の欄干も壁とは限らないですよ。ガラス張りで外から見通せるようなものもあります。だから、どのような場合に屋外広告物として規制の対象にするのか、また緩和するのかということをやちゃんと整理しておいたほうがいいと思いますね。

● 石川路政担当課長代理

今のご意見を整理しますと、屋根の有る無しではなく歩道橋の内側という限定の仕方の方がわかりやすいということですよ。

● 橋本路政担当課長

単に屋根付き構造ということにすれば、欄干や壁が見通せる素材であるときにどうするかという問題が出てくるので、外から見えるか見えないかということで整理をした方がいいということでしょうか。

● 山崎委員

広告物を付けることで、外に影響を与えるかどうかということですね。

● 舟橋部会長

なるほど、そういうことでしょうか。塗り替えや舗装のやり直しなど、橋の維持管理費というのはどうしても必要な経費であろうし、なんとかして捻出できた方がいいと思いますので、この趣旨自体に異論があるわけではないのですが、規制対象から除外する限定の仕方について、もう一度検討して

いただければと思います。

● 石川路政担当課長代理

わかりました。もう一度検討させていただきます。

● 舟橋部会長

では、ウ．の方に移らせていただきます。これは具体的には商店街のアーケードや街路灯に、その維持管理費に充てるため、またイベントの費用に充当するために広告物を付けるということですが、具体的にはアーケードの吊り広告とかそのようなものですね。

● 石川路政担当課長代理

そうですね。アーケードでしたら吊りバトンに付けますし、街路灯だったら形状が道路照明灯とよく似ていますので、バナーを吊るすという形になります。

● 舟橋部会長

これは商店街という商業空間で、付ける側もご自身のことをよく考えて掲出されるでしょうから、そんなにひどいものを付けるということはないと思われませんが、まずは試行実施したいというご提案ですね。

● 山崎委員

戎橋や千日前、心齋橋筋や天神橋筋なんかも今現在、広告が出ていますよね。

● 石川路政担当課長代理

商店会さんが企画される一時的なイベント、大売出しやバーゲンの広告は掲出を認めています。

● 山崎委員

アーケードなんかは消防法との関連があるかと思います。

● 石川路政担当課長代理

アーケードを設置するときには、消防・建築・警察また建設局を含めて、協議会を作り、アーケードの許可基準を定めています。吊りバトンは、アーケード設置の段階で認められていますので、そのところはクリアできていると思っています。

● 歌委員

これは一時的なものでなくて、恒久的に付けるという意味合いですよ。この広告物の設置主体は個人でもいいのですか。

● 石川路政担当課長代理

個人というのは想定しておりません。商店会自身がアーケードなどの維持管理費用に充てるための広告を考えています。

● 舟橋部会長

なるほど、そういう形なのですね。それでは、次のエ．に参ります。官公署に広告物を設置するということですが、資料にもありますように、現在は大阪市が主催するイベントに供するものは、公益上やむを得ないとして設置を認めているのですね。基本的には役所の中立性や美観の維持を趣旨として、官公署への広告掲出は禁止とされているのですが、今回、その規制を少し緩めようかというもので、イベントの協賛企業名を表示したり、設置主体も広告の内容によっては、地方公共団体以外もありえるということです。イベントの開催期間及びその周知期間のみ広告の掲出を認めて、それ以外の常時掲出は今後の検討課題としていくということですね。期間を区切って試行実施して、その後本格実施するかどうかを検討したいとのことです。基本的には、ア．と同じような方向性で考えておられるのですね。例えば、どんなイベントがあるんですか。

● 石川路政担当課長代理

毎年、12月に大阪市のゆとりとみどり振興局という部局が主体となって、関西電力さんや沿道の企業も入っていただいて協議会を作り、市庁舎を含めた建物や街路樹をライトアップするという「光のルネサンス」というイベントを開催しております。

● 舟橋部会長

そういう催し物の事業費を広告料によって捻出するということですか。

● 歌委員

これはあくまで、地方公共団体が対象ですよ。市庁舎や区役所は、もともとは住民やまちのためにあるもので、こういったことでまちが活性化することは大変いいことです。まちを元気にするために、公共建築物をもっと使うべきですよ。一個人のために解放するのではないなら、どんどんやっていけばいいと思いますよ。事業費なんかのお金の面だけでなく、活性化という意味でもやるべきです。

● 山崎委員

私も歌先生がおっしゃったように賛成です。ただ市役所のような庁舎は、広告を出すための設備が整っていないですよね。もし、本格的にされるとなれば、そのような設備を整えられたほうが、我々としてはスポンサーをとりやすいですね。

● 舟橋部会長

なるほど、今はまだ受け皿が整っていないということですね。このようにどんどんすればよいというご意見もあるでしょうし、横浜市のアンケートにもあったように「品位がない」とのご意見もあるでしょう。これは試行実施していく中で、市民の皆様の意見を伺うとして、これで本格実施するとなれば、山崎委員のおっしゃるように、環境整備も必要になりますね。この件については、建設局方針案でよいとのご意見でよろしいですね。

では次に、オ.に行きたいと思います。禁止地域に掲出する自家用広告物の扱いについてですが、今まで7㎡を基準に運用してきたようですが、これは国の基準は10㎡でしたよね。

● 石川路政担当課長代理

国の条例ガイドラインは10㎡になっていまして、これを超える分については、許可を取れば掲出できるという風になっています。

● 舟橋部会長

7㎡をどう捉えるかということは、その場所や、誰に対して表示するのか、その目的にもよってきますよね。単に施設名称を表示するだけなのか、遠くからも見てほしいのか。

これをこれからどう変えていくのかということですが、今現在は7㎡までしか掲出できなかったものを、許可を取れば7㎡を超えても掲出できるようにするということですね。

● 石川路政担当課長代理

そうです。もちろん、無制限という訳ではなく、現在運用しています許可基準の範囲内ということで、長堀地区のように他の地域と異なった基準で運用しているところは、それに適合するようにしなければなりません。

● 舟橋部会長

なるほど。これについては、この建設局案でよろしいですかね。

(一同、頷く)

● 舟橋部会長

次に、カ. の人や動物に表示する広告物ですが、これは適用除外にする、要は付けても構わないということになるんですね。

● 山崎委員

サンドウィッチマンを想定されているのですか。

● 石川路政担当課長代理

それもありますし、広告の入った服を着るなどの場合もあります。

● 舟橋部会長

よくイベントなんかで、揃いのパーカーなんかを着ていますが、あれは広告になるんですか。

● 石川路政担当課長代理

その判断がとても難しいので、適用除外にしたいと思っています。

● 舟橋部会長

要は好きにやってください、ということですね。

● 歌委員

そうしたら、市の主催するイベントでスタッフの職員が、ユニフォーム代を浮かせるために、スポンサー企業名の入ったジャンパーを着ていても、これは広告にならないとのことですね。

● 石川路政担当課長代理

適用除外の扱いにするのでそうなります。

● 舟橋部会長

なるほど。ではこれも、この建設局案に賛成ということでよろしいですね。

それでは、次のキ. の輝度の高い照明、LEDの規制についてですが、これにつきましては、今すぐ結論が出ませんので、引き続き検討するということがよろしいですね。決して放置する訳ではないが、直ちに立てるべき方策があるということでもないということですね。言い方はよくないかも知れませんが、前向きに検討するということでしょうか。

● 橋本路政担当課長

問題意識は持っているということはご理解いただきたいのですが。

● 歌委員

眩しすぎるというのは、やはり危険です。命に関わる場合もあります。やはり規制はすべきです。私も実際に眩しく感じる看板を見たことがあります。一瞬周りが見えにくく感じます。ですから具体的な基準は別に定めるにしても、当然規制していくべきだと思います。

● 山崎委員

屋外条例で規制を加えるとなると、設置場所や大きさを限定するという規制方法が考えられますね。

● 舟橋部会長

兵庫県の条例改正の例をご紹介いただきましたが、場所を限定するとか、大きさや光の強さを規制するとか、内容には立ち入れないですから、そういった方法が考えられますよね。

● 歌委員

難しく考えなくても、実際に肉眼で見て眩しい、危ないと思えるものを規制していけばいいのですから、高度な技術や知識がなくてもやり方はあると思いますよ。もちろん設置する場所が問題になってきますがね。

● 石川路政担当課長代理

しかし実際に規制をしようと思ったら、光の強さや色などに具体的な基準を設けないといけませんので。

● 山崎委員

LEDにはLED照明普及協会という団体がありまして、ネオンにはネオン協会という団体があります。今、両者で屋外広告物に関して熾烈な争いが繰り広げられています。LEDとネオン、それぞれどっちがどう優れているかという数値的な結果が、おそらく来月に発表されます。そこで、我々が心配している輝度の問題についても、何らかの数値的なデータが出るはずですよ。またそれを入手しましたら、皆様にお渡ししたいと思います。

● 舟橋部会長

ありがとうございます。それではこのキ、につきましては、積極的な方向で「引き続き検討する」ということでよろしいですね。

本日の部会全体を通しまして、ご意見・ご発言ございませんでしょうか。ないようでしたら、今後の手順の確認なのですが、次回の部会においては、本日確認した建設局案をベースにした、全体審議会向けの案が出てくるということですのでよろしいでしょうか。

● 石川路政担当課長代理

はい。本日ご指摘いただいたようなことを含めました資料を事務局でまとめまして、お持ちしようと思っています。

● 舟橋部会長

ではその資料で以って、次の審議会本会にかけるということですね。

それと試行実施から本格実施に移るまでの方法をどうするかについて、具体的にはパブコメをすとか、アンケートをすとか、まあ、審議会で諮れば何らかのご意見は出るかと思いますが、部会レベルでの考えは持っておいた方がいいかと思います。

また連絡協議会というのが出てきていましたけれども、どのようなメンバーが参画するのとか、もっと具体的な提示をお願いしたいと思います。連絡協議会が関わってくるのは、この資料で言いますと、ア～ウということになるんですかね。エ. は関係ないですかね。

● 橋本路政担当課長

直接の国交省の通達の関連から言えば、連絡協議会立ち上げの対象になるのは、ア～ウですが、費用の充当などが関わってくるような趣旨から言えば、参画メンバーは別にしても、同様の議論は必要だと思っています。

● 舟橋部会長

そうですか。そうしたら、エ. に関しても、試行実施するにあたり、どのような場で議論するのかといったことは、考えておいた方がいいかもしれないですね。

他にご意見ございませんでしょうか。ないようですので、今日のところはこれで終わっていきたいと思います。

● 橋本路政担当課長

本日はご熱心なご審議ありがとうございました。次回に向けまして、とりまとめを行って参りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。